

観 光 部

令和 7 年（2025 年）2 月 19 日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

1	令和 6（2024）年度補正予算概要……………	1
2	令和 7（2025）年度予算概要……………	2～4
3	函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 （観光部所管分）……………	5
4	函館市駐車場条例の一部を改正する条例の骨子……………	6～8

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計

[歳入] (単位：千円)

科 目	補正額	説 明
指 定 寄 付 金	3,200	観光プロモーション実施経費分 200
		観光施設維持管理費分 3,000

[歳出] (単位：千円)

科 目	補正額	説 明	特定財源
観 光 費	△122	オーバーツーリズム対策事業費減 △122	(国)
		函館山混雑状況配信システム	観光推進事業費補助金
		関係経費減 △57	△108
		函館山山麓夜間コンテンツ造成	(その他)
		事業費減 △65	観光振興基金繰入金
			△17

2 令和7（2025）年度予算概要

一般会計
[歳 出]
商工費

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特定財源
商工総務費	2,196	事務所要経費 2,196	
観 光 費	371,958	国内観光プロモーション実施経費 8,692 観光キャンペーン実施経費 5,692 北海道新幹線開業10周年関係経費 3,000 海外観光プロモーション実施経費 33,209 観光プロモーション実施経費 17,659 ラグジュアリーツーリズム推進経費 2,300 インバウンド向けSNS等活用 プロモーション事業費 8,550 海外観光客誘致促進協議会負担金 4,700 観光客受入環境整備経費 7,326 滞在型観光促進経費 1,922 観光産業人材育成経費 179 外国人観光客向けAIチャットボット 運営経費 440 HAKODATE FREE Wi-Fi運営管理費 2,376 観光動向調査経費 2,409 広域観光連携関係経費 5,333 新函館北斗駅広域観光推進 協議会関係経費 194 北海道新幹線札幌延伸に向けた 広域観光連携推進費 300 ひろはこ連携推進事業経費 2,610 北前船日本遺産推進協議会関係経費 906 その他諸経費 1,323	(地方債) 過疎地域持続的発展 特別事業債 5,600 (国) 新しい地方経済・ 生活環境創生交付金 2,450 (地方債) 過疎地域持続的発展 特別事業債 17,200 (その他) 観光振興基金繰入金 8,550 (地方債) 過疎地域持続的発展 特別事業債 4,600

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特定財源
		観光客誘致宣伝経費 31,452	(地方債)
		観光宣伝印刷物等作成経費 8,684	過疎地域持続的発展
		観光ポータルサイト「はこぶら」 関係経費（債務負担行為分） 22,374	特別事業債 21,500 (その他)
		観光大使関係経費 394	広告収入 821
		はこだてフィルムコミッション関係経費 2,767	
		ロケーション誘致・支援推進費 767	
		函館港イルミネーション映画祭 開催補助金 2,000	
		コンベンション誘致関係経費 5,297	
		コンベンション誘致推進費 2,897	
		各種大会補助金 2,400	
		観光行事関係経費 116,682	(その他)
		箱館五稜郭祭開催負担金 1,500	地域振興基金繰入金
		函館港まつり開催負担金 26,000	113,800
		はこだてグルメサーカス開催負担金 18,000	
		はこだてクリスマスファンタジー 開催負担金 27,500	
		はこだて冬フェスティバル開催負担金 30,000	
		大沼・函館雪と氷の祭典開催負担金 240	
		湯の川温泉花火大会開催補助金 2,500	
		五稜星の夢開催補助金 1,200	
		はこだてMOMI-Gフェスタ 開催経費 6,968	
		その他諸経費 2,774	
		観光関係団体負担金 680	
		北海道観光機構負担金 250	
		函館圏優良土産品推奨 実行委員会負担金 30	
		国際観光振興機構負担金 300	
		箱館高田屋嘉兵衛顕彰会負担金 100	
		函館国際観光コンベンション協会補助金 34,400	
		函館山夜景魅力度向上事業費 500	(国)
			新しい地方経済・ 生活環境創生交付金 250

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特定財源
		オーバーツーリズム対策事業費 5,451	(国)
		函館山混雑状況配信システム関係経費 5,451	観光推進事業費補助金 1,950
			(その他)
			観光振興基金繰入金 1,950
		観光施設維持管理費 26,380	(その他)
			駐車場使用料 19,571
			積立基金運用収入 648
			その他の雑入 434
		湯の川地区活性化推進費 18,724	(その他)
		湯の川冬の灯り開催負担金 13,724	観光振興基金繰入金 18,724
		湯の川温泉エリアプロモーション事業費 5,000	
		観光拠点地区駐車場関係経費 35,923	(その他)
		西部地区観光駐車場管理委託料 (債務負担行為分) 19,172	駐車場使用料 35,923
		五稜郭観光駐車場管理委託料 (債務負担行為分) 4,610	
		元町観光駐車場 (広場式) 自動管理システム使用料 (債務負担行為分) 1,571	
		函館山山麓観光駐車場自動管理システム使用料 (債務負担行為分) 1,980	
		五稜郭観光駐車場自動管理システム使用料 (債務負担行為分) 2,112	
		観光駐車場維持管理経費 6,478	
		観光案内所管理運営費 30,260	
		観光案内業務委託料 28,376	
		その他諸経費 1,884	
		その他所要経費 8,882	

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（観光部所管分）

(1) 条例改正の理由

函館市観光振興基金の額を減額するため

(2) 条例改正の内容

下記新旧対照表のとおり改める

函館市観光振興基金条例 新旧対照表【第3条関係】

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>4億2,096万6,000円</u> とする。 2 略 3 略	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>3億7,996万7,000円</u> とする。 2 略 3 略

(3) 施行期日

公布の日

4 函館市駐車場条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

元町観光駐車場のうち立体式のものについて、二輪自動車を駐車することができることとするため

(2) 条例改正の内容

別紙新旧対照表のとおり改める

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する

函館市駐車場条例 新旧対照表

現 行				改 正 案							
(料金の額等)				(料金の額等)							
第17条 路外駐車場（月ぎめ駐車場を除く。）の 駐車料金（以下「料金」という。）の額は、別 表第1に定めるとおりとする。				第17条 （略）							
2・3 （略）				2・3 （略）							
4 月ぎめ駐車場の駐車料金（以下「月ぎめ料金」 という。）の額は、別表第2に定めるとおりと する。				4 （略）							
5 （略）				5 （略）							
別表第1（第17条関係）				別表第1（第17条関係）							
自動車 の種別	区分		料金		自動車 の種別	区分		料金			
普通自 動車 小型自 動車 軽自動 車	函館市元町観光駐車 場（広場式）		1時間まで	200円	(略)	(略)		(略)			
			1時間を超え た後30分まで ごとに	100円							
	函館市元町観光駐車 場（立体式）（月ぎ め駐車場を除く。）		(略)			(略)					
	函館市函館山麓観 光駐車場		(略)			(略)					
	函館市函 館駅前広 場駐車場	施設使用 者	2時間まで	無料		(略)			(略)		
			2時間を超え た後30分まで ごとに	100円							
		施設使用 者以外の 者	30分まで	無料							
			30分を超えた 後1時間まで	200円							
			1時間を超え た後30分まで ごとに	100円							
	(新設)										
備 考				備 考							
1 （略）				1 （略）							

- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 「二輪自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。

（新設）

5・6 （略）

別表第2（第17条関係）

自動車の種別	区分	月ぎめ料金	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	函館市栈橋駐車場	1月に つき	10,000円
	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1月に つき	7,500円
（新設）			

備 考

- 1 この表における用語の意義は、別表第1備考第1項から第4項までに定めるところによる。
- 2 （略）

- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車等を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車等を除いたものをいう。
- 4 「二輪自動車等」とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。

- 5 「二輪自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）をいう。

6・7 （略）

別表第2（第17条関係）

自動車の種別	区分	月ぎめ料金	
(略)	(略)		
	(略)		
<u>二輪自動車</u>	<u>函館市元町観 光駐車場（立 体式）（月ぎ め駐車場に限 る。）</u>	<u>1月に つき</u>	<u>7,500円</u>

備 考

- 1 この表における用語の意義は、別表第1備考第1項から第5項までに定めるところによる。
- 2 （略）